

第 4 回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

平成22年10月29日

(平成21年度決算)

(環境生活部)

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 4 回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

平成22年10月29日(金曜日)

午後 1 時 1 分開議

午後 3 時 15 分閉会

本日の会議に付した事件

議案第17号 平成21年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第32号 平成21年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計歳入歳出決算の認定について

出席委員（10人）

委員 長 馬 場 成 志
 副委員 長 溝 口 幸 治
 委 員 児 玉 文 雄
 委 員 鬼 海 洋 一
 委 員 中 原 隆 博
 委 員 大 西 一 史
 委 員 九 谷 弘 一
 委 員 内 野 幸 喜
 委 員 高 木 健 次
 委 員 増 永 慎一郎

欠席委員（1人）

委 員 村 上 寅 美

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

部 長 駒 崎 照 雄

次 長 谷 崎 淳 一

次 長 内 田 安 弘

次 長 山 本 理

首席環境生活審議員兼

環境政策課長 野 田 正 広

環境政策監兼

環境立県推進室長 家 入 淳

環境保全課長 松 島 章

水環境課長 田 代 裕 信

自然保護課長 岡 部 清 志

廃棄物対策課長 加 久 伸 治

廃棄物公共関与政策監兼

公共関与推進室長 中 島 克 彦

水俣病保健課長 田 中 義 人

水俣病審査課長 寺 島 俊 夫

首席環境生活審議員兼

食の安全・消費生活課長 小 原 忠 隆

交通・くらし安全課長 松 山 昌 紹

人権同和政策課長 吉 田 國 靖

事務局職員出席者

議事課課長補佐 鹿 田 俊 夫

議事課課長補佐 堀 田 宗 作

午後 1 時 1 分開議

○馬場成志委員長 それでは、ただいまから第4回決算特別委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に1名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

それでは、これより環境生活部の審査を行います。

まず、環境生活部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、駒崎環境生活部長。

○駒崎環境生活部長 それでは、御説明を申し上げます。

平成21年度決算の説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のあり

ました「施策推進上改善または検討を要する事項等」のうち、環境生活部関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

御指摘をいただきました事項のうち「改定・熊本県の保護上重要な野生動植物レッドデータブックくまもと2009」の印刷委託や光化学オキシダント測定局設置工事の発注において、誤ったデータの提供や積算誤りが発生し、修正や再入札を余儀なくされた。このようなことのないよう、原因究明を行い、事務執行の進行管理やチェック体制が十分働くよう体制整備を行うとともに、再発防止に努めること。」に関する措置状況について申し上げます。

レッドデータブックが大幅な修正を要したことに關しては、当初のスケジュールに比べ、一部の執筆者からの原稿提出が大幅におくれたことが端緒とは申せ、その後の当部の対応が不十分であったため、十分な校正の時間が確保できなかったことが最大の原因と考えています。今後の発行に際しては、原稿作成を発行前年度に行うなど、余裕のあるスケジュール設定をし、これまで以上に厳格な進行管理を行うことといたしました。

また、光化学オキシダント測定局設置工事の発注において再入札を要することになったことに關しては、設計価格積算時における積算計数を誤ったことによるものです。今後の発注に当たっては、ミス再発を防ぐために、設計の専門家が在る土木部に設計を依頼することを基本とし、やむを得ず設計依頼ができない場合でも、土木部の助言を得ながら、適正な設計・施工を実施することといたしました。

次に、環境生活部の平成21年度決算概要について御説明申し上げます。

当部の決算に關連します会計は、一般会計及び熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計の2会計でございます。

これらの2会計を合わせた歳入の決算状況でございますが、収入済み額は154億2,500万円余で、調定額に対する収入率は99.9%、収入未済額は14万円余でございます。

次に、2会計を合わせた歳出の決算状況ですが、予算現額268億9,500万円余に對しまして、支出済み額は205億7,700万円余で、翌年度繰越額2億3,900万円余、不用額60億7,700万円余となっております。なお、執行率は76.5%でございます。

不用額の内容は、水俣病新救済策の実施に伴う一時金支払い支援に備えるために予算計上しました出資金等について平成21年度中に執行しなかったことと、水俣病総合対策事業において療養費等の支給額が見込みを下回ったことによる不用額等でございます。

以上が平成21年度決算の概要でございます。詳細につきましては、各課長が御説明いたしますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○馬場成志委員長 引き続き各課長の説明をお願いします。

○野田環境政策課長 環境政策課でございます。着座のまま説明をさせていただきます。

まず、決算特別委員会の説明資料の説明に入ります前に、今年度の定期監査におきます指摘事項が1件ございますので、その点を御報告させていただきます。

指摘の内容は、平成20年度末に申請された行政財産使用許可及び普通財産貸付申請、いずれも同一機関からの更新申請分に関する許可等の事務処理が遅延した結果、平成21年度当初に行うべき収入調定が平成21年度末の処理となっている、行政財産使用許可等については、処理漏れがないようチェック体制を見直し、適切な事務処理を行うこととさせていただきます。

経緯につきましてですが、平成20年度末に

行政財産使用許可及び普通財産の更新の申請を受理いたしました。これは環境センターの土地を国に貸し付けるものでございます。本来であれば、直ちに更新許可手続をとりまして、21年4月1日付で収入調定をすべきところでしたが、課長以下職員一同、ちょっと失念をしております、手続がおくれました。わかりましたのは、実は22年度の申請を、21年度末に申請がございまして、その時点で20年度の処理がしていないということが判明をし、約1年おくれで収入調定等の処理をしたものでございます。まことに申しわけございませんでした。

その反省に立ちまして、今後の対応につきましては、まず許可台帳一覧を作成いたしまして、これまで担当1人でチェックしていたものを、班長と担当との間でダブルチェックをすると。そういったこともやっていきたいと思っています。さらに、研修を実施しております、職員の意識改革、そういったものにも取り組みまして、課員全員が意識を共有いたしまして、処理漏れがないよう適切な手続を行うこととしているところでございます。

今回の指摘を受けましたようなことが二度と起こらないよう、課全体一丸となりまして、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

それでは、続きまして、環境政策課の決算について御説明いたします。

申しわけございません。説明資料の2ページをお願いいたします。

まず、一般会計の歳入でございますが、使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入、諸収入とも、すべて不納欠損額、収入未済額はございません。

一部説明させていただきますと、4ページをお願いいたします。4ページの上から2段目でございます。

一時金支払関係支援費補助につきまして

は、先ほど部長の説明がありましたように、水俣病新救済策の実施に伴う支払い支援に備えるために予算を計上しておりましたが、21年度中は執行しなかったため、補助金の受け入れをしていないというものでございます。

また、その下の地域資源活用調査委託金につきましては、国庫委託金でございますが、21年度中に事業が終了しなかったため、22年度への繰り越しをしたということで、21年度の受け入れはなかったものでございます。

続きまして、歳出の方を御説明いたします。7ページをお願いいたします。

総務費の計画調査費でございます。これは、くまもとソーラー普及拡大事業、電源立地地域対策交付金事業等、エネルギー対策に関する事務事業でございます。

最初の事業でございますくまもとソーラー普及拡大事業につきましては、昨年度の経済対策事業として実施されたもので、最終的には予算計上5億8,000万円余を計上させていただきましたが、実績が予算額を下回りまして、約5,000万円余の不用額が生じたものでございます。

続きまして、その下にございますクリーンエネルギー調査事業でございますが、これにつきましても、国の方と委託契約をする最終的な額が下回りまして、不用額4,800万円余を生じたものでございます。なお、繰越額は1億5,800円余と書いてございますが、これは全額22年度に繰り越したということでございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

衛生費の公害対策費でございます。これは、職員給与費のほか、環境センター運営費など、環境政策を推進する事務事業でございます。

不用額の1,600万円余は、環境審議会開催回数の減、あるいは電子メール・インターネットの活用によります通信運搬費の削減、そ

ういった細かなあれを積み上げていきまして、それぞれ経費節減を図ったものでございます。

次の諸支出金につきましては、後ほど御説明いたしますチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計への繰入金でございます。先ほどありましたように、水俣病の新救済策の実施に伴う一時金支払い支援に備え計上しておりましたが、21年度は執行しなかったことにより、23億300万円余の不用額を生じたものでございます。

続きまして、特別会計の方に入らせていただきます。9ページでございます。

熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計でございます。

チッソ株式会社に対します金融支援につきましては、平成12年2月に閣議了解された抜本策に基づいて支援策が講じられておまして、平成12年度から本特別会計において県債の約定償還を行っているところでございます。

まず、歳入についてでございます。

不納欠損及び収入未済額はございません。

1つ目のポツ、一番上の段でございますが、水俣湾堆積汚泥処理事業費分担金及び負担金、これは、いわゆるヘドロ県債に係ります償還元金及び利子に係る負担金として、21年度中にチッソから受け入れたものでございます。

2つ目のチッソ貸付費、これはいわゆる患者県債の分でございます、これもチッソから受け入れたものでございます。

3つ目の一番下の段になりますが、水俣病問題解決支援財団出資費でございますが、これは、いわゆる一時金県債分、平成7年のときの一時金県債分でございます、県が財団を経由してチッソに貸し付けました一時金に関する県債の償還元金及び利子に対する一般会計からの繰り入れでございます。

続きまして、10ページをお願いいたしま

す。

一番上の段でございます。支援措置費の国庫支出金でございます。

チッソの抜本策におきましては、毎年度、県債償還額のうち、チッソの返還額を除いた額、いわゆる返還不足額につきましては、その8割が国庫補助金として交付され、残り2割につきましては、県がいわゆる特別県債を発行し、その元利償還金は地方交付税で措置されるということになっております。この国庫補助金は、その21年度に返済額の8割分として交付された国庫補助金でございます。

続きまして、次の繰入金でございます。これは、過去に発行しました特別県債への元利償還分として平成21年度に一般会計から繰り入れを行ったものでございます。

その下の県債でございます。これが、先ほど説明しました返済不足額の2割分として、21年度県が発行した特別県債の分でございます。

続きまして、歳出の方に移らせていただきます。12ページをお願いいたします。

特別会計の歳出でございます。

上段の水俣湾堆積汚泥処理事業費、これはいわゆるヘドロ県債の分、そして下段のチッソ貸付費は、いわゆる患者県債に係ります元金及び利子の償還金でございます。

続いて、13ページをお願いいたします。

上段の水俣病問題解決支援財団出資費、これは、いわゆる平成7年の一時金県債に係る元金及び利子の償還金となっております。

下段の支援措置費のうち特別貸付金でございますが、これは21年度分の特別県債によりますチッソへの貸付金でございます。

続いて、14ページをお願いいたします。

上段の公債費でございます。これは、過去に発行しました特別県債への元利償還金でございます。

下段の一時金支払関係出資金、これは、新救済策の実施に伴いますチッソ株式会社の

時金の支払いの支援に備えて計上しておりますが、21年度中は執行しておりませんので、不用残となったものでございます。

以上、よろしく御審議お願いいたします。

○松島環境保全課長 環境保全課長の松島でございます。

決算特別委員会資料に基づきまして御説明申し上げます。着座のまま御説明いたします。

一般会計、歳入でございますが、資料の15ページから16ページまででございます。

15ページの使用料及び手数料、国庫支出金、16ページの財産収入、繰越金、諸収入、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

15ページの国庫支出金の地域活性化・経済危機対策臨時交付金につきましては、事業を平成22年度に繰り越したため、1,099万5,000円の減額となっております。

歳入につきましては以上でございます。

歳出でございます。17ページをお願いいたします。

まず、公害対策費でございます。

主な事業といたしまして、石綿健康被害救済基金拠出金がございます。これは、平成18年2月に制定されました石綿による健康被害の救済に関する法律に基づきまして、石綿による健康被害を受けた者またはその遺族に対して救済給付を行うために、環境再生保全機構に設置されました石綿健康被害救済基金へ本県負担金分として拠出するものでございます。

予算額1億3,056万円余のうち、支出済み額が1億2,425万円余で、不用額630万円余が生じておりますが、これは執行残でございます。

次に、公害規制費でございます。

主な事業としまして、大気汚染監視調査事業や光化学オキシダント監視体制緊急整備事

業がございます。これは、大気環境の常時監視や測定局の増設を行うものでございます。

予算額1億3,191万円余のうち、支出済み額が9,263万円余でありまして、翌年度繰り越しが1,142万円余、これにつきましては、後ほど附属資料の方で説明させていただきます。不用額が2,785万円余生じておりますが、これは大気汚染監視調査事業等の入札残でございます。

歳出は以上でございます。

最後に、繰り越しにつきまして、附属資料で御説明申し上げます。附属資料の2ページでございます。

本事業は、追加経済対策分としまして、平成21年11月議会で補正をいただいた事業でございます。有明保健所局ほか9カ所の常時監視局の大気監視測定機器を更新するものでございます。受注生産品のために年度内における納期の確保が困難ということで、明許繰り越しさせていただいたものでございます。すべての機器につきまして、既に平成22年5月末に納品・設置を完了し、稼働運用を開始してございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○田代水環境課長 水環境課でございます。

決算特別委員会説明資料の方にお戻りいただきまして、説明いたします。

18ページからでございます。

18ページから19ページにかけての手数料、それから緊急経済対策に関します国庫支出金、それから19ページから20ページにかけての繰入金、繰越金及び諸収入について、いずれも不納欠損額、それから収入未済額はございません。

主なものを申し上げますと、20ページ、上の段、工業用水道事業貸付金回収金は、工業用水道事業に対する一般会計からの貸付金に係ります企業局からの回収金をここに計上し

ております。

その下、水道水監視項目検査費負担金は、水道原水中のダイオキシン類の共同検査に係ります市町村等からの負担金でございます。検査費の入札の結果、負担金額も減額となっております。

次に、歳出について御説明いたします。21ページからでございます。

まず、下の段、計画調査費でございます。

不用額466万円余が生じておりますけれども、これは、熊本の水「夢戦略」事業の中の新規の地下水涵養候補地調査の入札残などがございます。

主な事業の内容といたしましては、工業用水道事業への一般会計からの貸付金等がございます。

次の22ページをお願いいたします。

公害対策費でございます。

不用額738万円が生じておりますが、これは、国の緊急経済対策交付金を活用いたしました地下水位観測井、新規4カ所の工事の入札残などがございます。

主な事業といたしましては、地下水位の監視事業等がございます。

次に、公害規制費でございます。

不用額が995万円余生じておりますが、これは水質調査の委託の入札残等でございます。

主な事業といたしましては、河川、海域、あるいは地下水の水質環境監視事業、あるいは水環境教育・県民運動推進事業等がございます。

次に、環境整備費でございますけれども、不用額413万円余でございますが、これは水道水質検査の入札残などがございます。

主な事業といたしましては、市町村の水道事業の認可、あるいは指導検査、指導監督、それから行政検査等を行う上水道費等がございます。

次の23ページ、工業用水道事業会計繰出金

でございます。これは、企業局が行います工業用水道事業のうち、有明工業用水道の企業債償還に係ります一般会計からの繰出金でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○岡部自然保護課長 自然保護課、岡部です。

まず、監査における公表事項はございません。

それでは、今の説明資料の24ページをお願いいたします。

歳入についてでございます。

使用料及び手数料ともに、不納欠損額、収入未済額はありません。

なお、3段目の欄の狩猟関係手数料の予算現額と収入済み額との比較がマイナス150万円余となっておりますが、これは、狩猟免許等の申請件数が当初見込みを約700件ほど下回ったことによるものでございます。

次の国庫支出金についても、不納欠損、収入未済額はありません。

下から3段目の鳥獣保護センター改修事業は、6月補正にて承認いただいたつり橋等の撤去、その下段の20年2月補正で全額繰り越しを承認いただきました野鳥園やトイレの撤去費用でございます。

最下段の自然公園観光施設整備事業は、県下の自然公園14カ所において、歩道やトイレの整備を2月補正で承認いただき、繰り越し後、整備を行ったものでございます。

続きまして、25ページをお願いいたします。

財産収入、諸収入、繰越金、いずれも不納欠損、収入未済額はございません。

1段目の財産収入は、阿蘇地域における土地の貸し付けによるもの及び3段目の繰越金は、先ほど申しました2月補正で承認いただきました鳥獣保護センターにおける野鳥園等

の撤去にかかわるものでございます。

歳出についてでございますが、26ページをお願いいたします。

農林水産業費の鳥獣保護費につきましては、鳥獣保護センターの管理運営や同センターの改修及び有害鳥獣対策等に要する経費でございますが、不用額420万円余は、特定鳥獣適正管理事業、シカの頭数調整のことでございますけれども、それらの経費節減や鳥獣保護センター改修事業におきます入札残等の執行残に伴うものでございます。

自然保護費の不用額220万円余は、希少野生動植物保護対策事業等の経費節減に伴う執行残でございます。

最下段の商工費、観光費でございますが、これは、自然公園施設の整備あるいは維持補修等に要する経費であります。不用額200万円余は、自然公園利用事業の経費節減に伴う執行残であります。

自然保護課は以上です。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○加久廃棄物対策課長 廃棄物対策課でございます。

初めに、定期監査の結果につきましては、公表事項はございません。

次に、廃棄物対策課の決算につきまして、資料27ページから御説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、お手元の説明資料27ページからでございます。使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入及び28、29ページの繰入金、諸収入につきまして、不納欠損額及び収入未済額はございません。

主なものについて説明いたします。

27ページの使用料及び手数料につきましては、予算現額と収入済み額との比較で合計97万8,000円の差がございますけれども、主な理由は、産業廃棄物の収集運搬業の更新許可等につきまして、見込みより申請が多かった

ためでございます。

次に、国庫支出金につきましては、予算現額と収入済み額との比較で、マイナスで57万9,000円の差がございますが、国庫対象となる指導事務費について実績が少なかったためでございます。

次に、29ページの雑入100万円につきましては、社団法人熊本県産業廃棄物協会から協会設立20周年記念事業として寄附を受けたものでございます。

次に、30ページをお願いいたします。

歳出について主なものを御説明いたします。

衛生費のうち公害対策費は、職員給与費でございます。

次に、環境整備費でございますが、これは、当課が行っております廃棄物の適正処理の推進や3Rの推進、さらには公共関与推進などの事務事業に要する費用でございます。

3,257万8,000円の不用額が生じておりますが、主に、経費節減や最終処分場周辺環境整備等補助事業の実施に伴います補助金交付額の確定に伴うもの、また、産業廃棄物適正処理事業の実施に伴う検査業務などの入札に伴う執行残でございます。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○田中水俣病保健課長 水俣病保健課の田中でございます。

まず、定期監査の結果につきましては、公表事項はございません。

それでは、水俣病保健課の決算の状況についてでございますけれども、資料の31ページの方をお願いいたします。

まず、歳入についてでございますが、2段目の国庫補助金でございますけれども、不納欠損、収入未済はございません。予算現額と収入済み額との差額が3億9,000万円ほどございますけれども、これは、年度内に新救済策が実施されなかったことによりまして、公

的診断など一連の業務が実施できなかったことと、医療手帳や保健手帳をお持ちの方に医療費の自己負担分を支給しております水俣病総合対策事業の医療費の支給実績が見込みを下回ったことなどにより、国庫補助金が減ったためでございます。

次に、国庫委託金でございますけれども、不納欠損、収入未済はございません。

諸収入につきまして、収入未済が14万7,000円でございます。これにつきましては、資料の32ページの方をお願いいたします。

一番左下の年度後返納でございます。

収入未済の理由につきましては、右下に記載しておりますけれども、これは、平成16年の最高裁判決で勝訴判決が確定された原告の方に対しまして、治療促進事業として、医療費の自己負担分や離島にお住まいの方につきましては、離島外の医療機関を受診された場合に1回当たり500円の離島手当を支給しております。その離島手当を居住する島内の医療機関に受診をされた場合にも支給をしてしまったものでございまして、平成19年度と20年度に過払いが発生したものでございます。事実を確認しました後、過払いを受けられました方を訪問いたしまして、事情を説明し、返納をお願いいたしました。しかし、返納者は、ひとり暮らしの高齢者の方で生活困窮の状況にございますので、年度内に過払い金の返納がなされず、収入未済となったものでございます。これまで文書や戸別訪問によりまして督促を行っておりますけれども、現状では一括での返納が非常に困難であることから、今年7月に分割の返納のお約束をいただいております。これまで若干の返納がっておりますが、今後も未収金の回収に努めてまいります。

続きまして、33ページの方をお願いいたします。

歳出でございますけれども、一番下の公害保健費につきましては、不用額が6億7,000

万円余となっております。これは、先ほど歳入のところでも御説明をいたしましたように、年度内に新救済策が実施されなかったことと、また、医療費の支給実績が見込みを下回ったことなどにより生じたものでございます。翌年度への繰り越しはございません。

水俣病保健課、以上でございます。よろしく御審議お願いいたします。

○寺島水俣病審査課長 水俣病審査課の寺島でございます。

まず、決算特別委員会の資料の説明に入ります前に、今年度の定期監査における公表事項として指摘事項がございますので、御説明をいたします。

指摘の内容は、平成19年度旅費309,880円、平成20年度旅費418,110円が、平成21年度予算でH22.4.16に支払われている、平成20年度分の報償費18,000円が平成22年度予算で平成22年5月28日に支払われている、なお、21年度の旅費、報償費、使用料及び一般需用費について支払が数か月遅れているものが相当数見られた、支払は本来の期限内に行うとともに、組織としてチェック体制を整えることというものでございます。

まず、経過について申し上げます。

平成22年1月に、訴訟事務を委任しております弁護士から、口頭弁論等で出廷した際の旅費が平成19年度以降支払われていないとの申し出が当課にございました。経理担当者を確認を行いましたところ、この旅費以外にも、平成20年度について医療機関に支払う報償費の一部に未払いがあること、また、平成21年度の旅費、報償費、使用料及び一般需用費の一部に支払いが数カ月おこなわれているものがあることが判明いたしました。

このうち、平成19年度及び平成20年度の旅費未払い分と平成21年度で支払いがおこなわれている分につきましては、早急に平成21年度予算で債権者に支払いましたが、平成20年度分

の報償費につきましては、支出漏れであることが判明した時期が遅かったため、平成22年度予算で、ことし5月28日に支払ったものでございます。

次に、原因と今後の対応策について申し上げます。

原因といたしましては、経理担当者が支払い事務に精通していなかったこと、受理した請求書等の関係書類を放置して他の事務を優先していたこと、また、組織としてチェック体制が十分でなかったことなどが挙げられます。

そのため、対応策として、経理担当班における業務の進行管理や相互チェックの徹底、事業担当班においても支出関係書類の確認を行うなどの改善策を講じているところでございます。

今後二度とこのような指摘を受けることがないように、しっかりと取り組んでまいります。

それでは、決算の方につきまして御説明をさせていただきます。

説明資料34ページをお願いいたします。

歳入でございますけれども、国庫支出金につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

一番上の段でございますが、予算現額と収入済み額との差額1,608万9,000円ございますが、内訳としましては、その下の欄、上から2番目の段になりますけれども、公害健康被害補償事業事務交付金、これは、水俣病の認定検診や認定診査などの認定業務に要する経費について、2分の1が交付されるものですが、これと、その下の段でございますが、上から3番目の段になりますけれども、水俣病総合対策事業費補助、これは、水俣病認定申請者に対しまして、医療費の助成を行う治療研究事業に要する経費について、2分の1が補助されるものでございますが、いずれも実績が当初見込みを下回ったため、それぞれ予

算との差額が生じたものでございます。

次に、諸収入でございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

続きまして、35ページをお願いいたします。

歳出でございますが、一番下の段の公害保健費につきましてでございますが、不用額8,327万5,000円となっておりますが、これは、主に、歳入で御説明いたしました水俣病の認定業務及び水俣病認定申請者治療研究事業の実績が当初見込みを下回ったために生じたものでございます。翌年度への繰越額はございません。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○小原食の安全・消費生活課長 食の安全・消費生活課の小原でございます。

初めに、定期監査の結果についてでございますが、公表事項はございません。

それでは、資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

36ページをお願いいたします。

まず、歳入に関する調べでございますけれども、使用料、手数料、国庫支出金、財産収入ともに、不納欠損、収入未済額はございません。

次に、37ページをお願いいたします。

繰入金、諸収入につきましても、不納欠損、収入未済額はございません。

一番上段の消費者行政活性化基金繰入金は、消費者行政活性化基金の取り崩しに係る繰入金でございますけれども、予算現額に対しまして減額を生じた理由は、平成21年度が基金事業の初年度でありましたことから、市町村からの補助金申請額が見込みより少なかったためでございます。

次に、38ページをお願いいたします。

歳出に関する調べでございますけれども、2段目の民生費の消費者行政推進費は、消費

者被害防止、消費生活相談及び熊本県消費者行政活性化基金を活用した市町村相談窓口の強化等に係る経費でございます。

不用額6,721万円余は、消費生活センターの移転に伴い、解体費用を計上しておりましたけれども、建物つきでの売却処分になりましたことでその解体費用が不要となったこと、また、市町村における消費生活相談員を新たに養成する事業におきまして、当初の見込みよりも、各市町村からの要望が少なかったことのほか、消費者意識啓発事業における経費節減等に伴う執行残でございます。

また、3段目にあります農林水産業費の農業総務費は、食の安全安心の確保及び食育の推進等に係る経費でございます。

不用額309万円余は、食の安全セミナーや研修会等を内閣府の組織である食品安全委員会と共催で実施することなど国の事業を活用できたこと並びにJAS品質表示指導事業における経費節減に伴う執行残でございます。

次に、4段目にあります商工費の中小企業振興費は、貸金業法の施行に伴います貸金業者の登録及び指導監督に係る経費でございます。

不用額148万円余は、経費節減及び改正貸金業法の施行による貸金業者数の減少に伴う執行残でございます。

次に、附属資料につきまして説明をさせていただきます。

附属資料の3ページをお願いいたします。

基本財産の処分についてでございますけれども、先ほど歳出の御説明の中でも触れましたように、消費生活センターの本庁移転に伴いまして、旧センター跡地を建物つきで売却したものでございます。

以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○松山交通・くらし安全課長 交通・くらし安全課の松山でございます。よろしくお願

いします。

初めに、定期監査の結果についてでございますが、公表事項はございません。

それでは、資料に基づき御説明を申し上げます。資料の39ページからとなっております。

まず、歳入でございますが、国庫支出金につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、40ページをお願いいたします。

歳出でございますが、交通安全対策促進費は、交通安全総合対策の推進に関する経費でございます。

不用額101万円は、指導奨励費等における経費節減に伴う執行残でございます。

また、3段目にあります諸費でございますが、これは、安全安心まちづくり等の犯罪抑止対策や犯罪被害者等への支援に係る経費でございます。

不用額103万7,000円は、高齢者向け防犯ハンドブックや犯罪被害者支援ハンドブックを新たに作成いたしまして、それらの入札残等に伴う執行残でございます。

次に、41ページをお願いいたします。

青少年育成費は、青少年総合対策の推進に係る経費でございます。

不用額226万5,000円は、少年保護育成条例実施事業、ジュニアチャレンジ事業等における経費節減に伴う執行残でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○吉田人権同和政策課長 人権同和政策課、吉田でございます。よろしくをお願いいたします。

初めに、定期監査の結果についてでございますけれども、公表事項はございません。

それでは、資料に基づきまして説明させていただきます。

説明資料42ページをお願いいたします。

歳入についてでございますけれども、国庫

支出金及び諸収入につきまして、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、43ページをお願いいたします。

歳出につきまして御説明をいたします。

総務費の総務管理費につきまして、904万円の不用額を計上しております。これは、当該が実施いたします各種の広報・啓発事業に係るものでございまして、21年度に発注いたしました36本の委託事業の実施に係ります入札残及び事業内容の見直しや事業の統合による必要額の縮減などによる執行残でございます。

次に、下の段の民生費の社会福祉費について116万円余の不用額が生じております。これは、主に、市町村が運営する隣保館等に関する事業に係るものでございまして、コピー費用などの一般需用費や会議室の使用料などの事務的経費を節減したことに伴います執行残でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○野田環境政策課長 先ほどちょっと説明を抜かしましたので、済みません、環境政策課でございます。

特別委員会の附属資料の1ページの方で、申しわけございません、繰越事業調べの方の御説明を忘れておりましたので、追加でさせていただきます。

附属資料の1ページでございます。

繰越事業でございます。

一番上のくまもとソーラー普及拡大事業につきましては、全体で3,611件の申請がございまして、そのうち40件560万円余を22年度へ繰り越したものでございます。

繰り越し理由は、そこに書いておりますとおり、年度末に集中いたしましたので、太陽光パネルの納入等ができなかったということでございます。現在の進捗率は100%でございます。

それから、次の4つにつきましてが市町村地球温暖化対策推進事業で、ニューディールの基金を使いまして、市町村がそれぞれ事業をやったものでございます。7件ございまして、そのうち4件が繰り越したものでございます。玉名市、菊池市、上天草市、甲佐町の4件でございます。

繰り越し理由は、工期に不測の日数を要したためということで、進捗状況はそこに書いてあるとおりでございます。

一番下のクリーンエネルギー調査事業でございますが、これは総務省からの委託事業でございます。地域のクリーンエネルギー等の地域資源を最大に活用する、そういったことによりまして自立分散型、そういった社会をつくっていく、そういうのを目指す緑の分権改革を推進すると。その一環としまして、今回クリーンエネルギー資源の賦存量の調査及びクリーンエネルギー活用の具体的な事業展開のための実証調査を行うということで、総務省から委託を受けまして、県事業が10件で6,300万円余、市町村事業が5市町村の9事業で8,900万円余ということで事業の実施に当たったところでございます。繰り越し理由につきましては、そこに書いてありますとおり、総務省との契約に時間を要したためということでございます。

済みません、以上でございます。追加の説明をさせていただきました。

○馬場成志委員長 ほか、ありませんね。

以上で説明が終わりましたので、このまま質疑に入りたいと思います。どなたからでもどうぞ。

○中原隆博委員 先ほど水俣病審査課長からお話があった、これはもう昨年度のこととして報告があったわけでありましてけれども、支払い漏れとか支払い遅延、これはそれぞれの部署が一体となって常にチェックしておかな

ければならない。ただ、ただいまの説明を聞けば、経理事務に非常にふなれだったということでは済まされない問題じゃないかというふうに思うんですね。この旅費とかあるいは報償費なんていうのは、これはもう決まった金額でありますし、先ほど弁護士費用等も含めてということであれば、相手も黙っていたのかどうなのか、なぜおくらせているのをこういう形で放置したまま年度をまたいでいるのか、ちょっと先ほどの説明だけでは十分わかりませんので、もう少しその内容を詳しく説明していただけますか。

○寺島水俣病審査課長 いきさつにつきまして、もう少し詳しくということをごさしましたので、御説明させていただきますと、平成19年度につきまして、その当時の担当者は、異動で19年度から来たという形でごさしまして、弁護士の旅費分につきまして、19年度の分から払っていない分が出てきたということなんです。旅費につきましては、税控除とかの計算をしなくちゃいけないという部分でございますが、その部分が、来たばかりでふなれで、そのままに放置しておいて、ほかの処理をずっとやっけて、それを先にやっけていた分がずっとあったんですけれども、ほかの分はずっと適宜処理していたんですけれども、その部分が、ふなれなまま放置したものがそのままになっていたと。

20年度につきましても、その弁護士の旅費につきましては同じような状態になって、本人が、机の中と申しましようか、引き出しの中と申しましようか、持っていたような形になっておりまして、それまで弁護士の方から催促等は実はなかったわけですが、22年1月に、弁護士の方から、支払われていないんじゃないかというお話がありまして、慌てて、その当時の担当と申しましようか——に確認をして、その後、19年度の旅費と20年度の旅費が支払われていない分があるというのがわ

かりました。

それと、そのほかのものもすべて洗い直す必要があるということで、その時点から洗い直しを始めたところ、これは弁護士の分は旅費だけでございますが、20年度の方で、医療機関の方でいろいろカルテの調査等をやる時にコピー等をとらせてもらったりするものですから、報償費をお支払いするものがあるんですけれども、その一部にやはり未払いの部分がでてきたということで、2件、それが出てまいりました。

それで、あと、21年度分、平成22年1月です。21年度でございますが、そのほかの分でも21年度の旅費等でも一部支払いがおくられているというものもありましたので、それはもちろん年度内に処理ができますので、21年度の数カ月おくられている部分は当然21年度の中で処理をしたと。ただし、先ほど言いました19年度の旅費と20年度の医療機関に払う報償費につきましては、年度をもう過ぎておりましたので、早急に21年度の予算で趣旨がえをしてお支払いをしたということでございます。

○中原隆博委員 弁護士さんとのそういうやりとりがあったというお話がありましたけれども、普通着手料とか手数料とか、いろんな形で公共のことに對してもあるわけですね。そういった中身を——これは課長を責めるわけじゃないですけれども、気づかなかったとか、相談がなかったとか、そういうことで見過ごしていたということなんですか。

○寺島水俣病審査課長 本当に言いわけのしようがないわけでございますが、先ほど申し上げましたように、チェック体制が十分ではなかったということは当然でございます。具体的な取り組みとしましては、先ほど総論的なことは申し上げましたけれども、経理担当者を初めといたしまして、課員全員に再発防止

に向けた、もちろん職場研修等を行いました。

また、経理班の中では、担当相互でチェックをし合うということ、それから、もちろん班長も担当レベルの支払いを随時チェックするという、それから、先ほどちょっとこれは申し上げましたけれども、各事業班の方も、月1回ペースで、支払いについて経理と連携して、事業の方で把握している事業の進行管理がありますので、それをまた支払いの方とすり合わせをするということも徹底してやっていくというようなことをやっております。

また、特に、今回外部に依頼する旅費の支払いの分が特に問題になりましたので、これまで外部への旅行依頼をするときには、経理担当者が旅行依頼書というのを起案しておりましたけれども、それをやめまして、事業担当者の方が起案をして決裁もとりまして、事業担当者と経理とそれぞれ旅費の依頼処理といたしまししょうか、外部の方の旅行依頼をやりましますので、その分については相互にまたそれもチェックするというふうなことでの改善等をやっておりますけれども、先ほど中原委員の方から御指摘ありましたように、その辺の改善策について当時は十分ではなかったということで、大変申しわけないというふうに思っております。

○中原隆博委員 経理事務にふなれだったからということでは、これは逃げられない問題だと思いますし、適材適所、それぞれ知事初め執行部に対して全幅の信頼を置いている知事の気持ちも推しはかるに余りあるものがあるわけでございますけれども、これはもう経理の、特にそれはもうイロハのイでございますので、何もそれは水俣病審査課だけでなく各部署において言えることだと思いますので、もって他山の石として十分チェック体制を果たして、こういうことのないようにお

願いしたいと思います。これは要望で結構でございます。

○大西一史委員 関連して。今、中原委員の方からも指摘があった、水俣病審査課の方で。ちょっと私が気になったのは、経理担当者が支払い事務に精通していなかったというような御説明だったんですけども、これは、相手から指摘されなければ、ずっと発覚しなかったんじゃないかなですか、どうですか。

○寺島水俣病審査課長 今回の事例につきましては、先ほど御説明しましたとおり、確かに発端は弁護士の方からお話があって、それから調査に入ったということが事実でございます。

○大西一史委員 やっぱ相手から指摘されなければ、このままずっといっていたらということであれば、今回たまたま指摘をされたからよかったようなものの、これは経理担当者が支払い事務に精通していなかった、じゃあ精通していない人間を経理担当者にするなよという話なんですよ、そもそも。人事マネジメント上、それはおかしいんじゃないんですかという話なんです。だから、やっぱりそれで相手方は今のところ何か不服申し立てしているとか何とかじゃないと思いますが、これは金額の大小にかかわらず、そこら辺の意識というのは非常に問題だろうと。

だから、組織として、それが相手から指摘されなければ気づかないという状態にあるということは非常にまずいというふうに私は思いますので、その点に対してこれは人事配置とかあるいは職員研修上も非常に問題があるんじゃないかと思いますが、この辺、部長、全体のマネジメントとしていかがお考えですか。

○駒崎環境生活部長 全くもう言いわけので

きない話でありまして、県職員として当然支払うべき費用を支払い漏れがあったと、それをみずから発見できなかったという点はもう何とも申し開きのできない点だろうと思っております。

中原委員からも御指摘がございましたし、今、大西委員から、人事の事柄を含めてお話がございました。なかなか庶務経験のある職員だけをずっと経理とかの庶務に使い続けるというのは人事ローテーション上も好ましくありませんので、どっかの時点で初めて庶務的な仕事をする、経理の仕事をする職員というのが出てくるわけですが、そこは本来、組織として、班長以下チームとして、ふなれな職員をベテランが指導しながらカバーしていくという体制が必要かと思っております。

今回のケースでは、通常の手続きにつきましては、先ほど中原委員からお話がありました中で、弁護士に払う経費でも、着手金とか報酬とか、比較的定型的なものはきちんと払っておったんですけれども、旅費の中で税金を源泉徴収して旅費を払うのか、旅費を一人本人に渡して本人が全体の確定申告の中で税金として支払うのか、そういういろんな取り扱いがあるものですから、そうした税法、あるいは本人がどちらの形式を選択するのかというふうな細かい点があって、そうした書類を後回しにしていたがために、どんどん後回しになって、次々と発生する新たな支払いの事務を優先してしまったということが発端ではないかなと思っております。

ただ、御指摘がありましたように、現在の人事ローテーション上、ずっと同じ仕事というわけにはいきませんので、いずれかの時点では、ふなれな人、経験の乏しい浅い人がその職につくことがありますので、そこは班長以下でしっかりとチームとして仕事をしていくということと、それぞれの業務の執行状況について常に把握をしていきたいと思っております。

県庁全体で不適正経理の問題もありましたので、環境生活部では、特にすべての職員、特に経理担当職員につきましては、環境政策課という部の筆頭課の経理担当のベテラン職員が、すべての職員に経理事務の基本的なところの講習とか、不適正経理に陥りやすかった点の反省などを含めて研修会も開いております。これは全く部独自として行っております。

そうした中で今回のようなケースが発生してしまった、これは不適正経理とはまた性質の違う問題であろうかと思えますけれども、いずれにしても、支払うべきものが支払われていない、それをまた外部から指摘を受けるまでみずから発見できないという点については重大に受けとめまして、取り組みを進めてまいりたいと思っております。

○大西一史委員 今そういうことで答弁はあったんですけども、不適正経理のときもですね、とは違うというふうなお話だったんですけども、不適正経理のときも、これは環境生活部が発端となっていていろいろ出てきた部分がありますよね。去年の決算委員会の審査でも、相当いろいろその辺に対しては厳しい御意見も出されていたというふうに思います。

また、今回、この監査委員の審査意見書の中にも、この不適正経理については再発防止策の実効性の確保というところで、再発防止策がすべての職員にまで浸透しているとは言えない所属も見受けられるということで、これは一番最初に決算委員会の第2回目の委員会ときにちょっとお尋ねしたら、健康福祉部と環境生活部だったと。どこの所属かと聞いたらすね。やっぱりそういうことを考えると、全体的に環境生活部自体が、こういった支払い事務だけじゃなくて、こういう経理処理、あるいはそういった事務処理に対して非常にちょっと問題を抱えているセクション

であるというふうにやっぱり印象を受けるわけですね、実態として。今から徹底されていくというふうには思いますけれども、この辺については、相当やっぱりほかの部と比べてもより意識を高めていただくように、しっかり気をつけていただかないといかぬというふうに思います。

そこで、今ちょっとお話しした再発防止策の実効性の確保のところ、すべての職員にまで浸透しているとは言えない所属ということなんです。これは具体的にどういうところかというの把握されていますか。監査委員から指摘があったということですが、審査意見の中で、これはわかりませんか。わからないなら、監査委員会の事務局、答えていただけますか。3ページに載っていますよね。この前、第2回目の委員会だったかな——のときお尋ねしましたですよ。そのときにどこの所属かと聞いたら、これは健康福祉部と環境生活部の一部というようなお話だったんですね。じゃあどういう事例でこういう所属が見受けられるというふうにしたのかということなんですけれども。

○山中監査監 監査委員事務局でございます。

先般の委員会で、人事課長の方から答弁申し上げたところなんです、実は、きょう指摘事項として報告がありました件を知事へ報告事項として人事課にも言っとったものから、具体的に……。

○大西一史委員 この件ですか。

○山中監査監 この件について人事課の方から申し上げたところでございます。

○大西一史委員 じゃあこの件ということで同じということなんです、ということであれば、やはりそういうふうに監査の方からも

見られているということなんです。だから、やっぱりそこは徹底していただきたいというふうに思います。

この件はよくて——いいですか。

○内野幸喜委員 ちょっと関連してよろしいですか。

済みません、同じ件なんです、この支払い漏れ及び支払い遅延には、そもそもチェック機能が働いていなかったと。例えば、ことしの決算特別委員会じゃなくて、これは平成19年と20年ということは、平成20年、平成21年の決算ではそのままこれを発見することはできなかったということですね。相手からの報告でわかったと。例えば、この歳出に関するところで、予算現額とか支出済み額とか出ますけれども、この中に不用額を生じた理由が、それぞれの項目ごとにありますよね。そのところでわからなかったのかというのをちょっとお聞きしたいんですけども。当然やっぱりこれは、30万とか40万とか、それぞれ不用額が生じているわけですから、恐らく当初の支払いからするとですね。その点でそういったところはわからなかったのかというのをちょっとお聞きしたいんですけども。

○馬場成志委員長 その中にはちゃんと差し引きはできとったかという話ですね。

○寺島水俣病審査課長 結論から申し上げますと、できていなかったということでございます。

今現在改善しておりますそのいわゆる事業班といいたいまいしょうか、事業を執行する班の方での支出管理というものもあわせて現在やるようにしておりますので、経理の方の支出と事業班の方の、どちらかという、補助簿的などいいたいまいしょうか、チェックを両方やるわけですが、それを忘れていた部分があって、いわゆる請求書というものをそのまま経理担

当の方が握り込んでおられますと、その部分がチェックができないままでいくという形が出てきてしまっていると、出てしまったということになりますので、前年度ではわかっていなかったという形でございます。

○内野幸喜委員 だれも気づく人はやっぱりいなかったと、気づけなかったということですね。なかなか難しかった、わからなかったということですね。

○寺島水俣病審査課長 そこはもう当然チェック体制の不備ということで、私どもの方に問題があるということではあったと。

○馬場成志委員長 ここで合わぬだったはずだな。出したのに支出していないことになるわけだから。

○駒崎環境生活部長 1点修正と、今の点、今の委員長の御指摘についてですが、支出負担行為すら行っていない場合——支出負担行為を行ってて支出が済んでいないと、どこかで支払い漏れがあるというのが発見できるんですが、職員が、弁護士の先生が福岡高等裁判所まで行っていただくということをお願いしますと言って、行っていただいて、その後、正式な旅行依頼とか支出負担行為という書類を怠っていますと、帳簿上は何らの支払い義務がそもそも出たように見えないものから、払うべき金と支払った額の誤差というのが発見できないということがございます。

○馬場成志委員長 だったら、さっきの質問に対して答えがちょっとね。内野委員の質問に対しての今、寺島さんのが正確じゃなかったということにならぬか。もう一回答えますか。今の部長の答弁で内野委員いいですか。

○内野幸喜委員 要するに、私が言いたかったのは、裁判なのである程度見通しがつけれないものがあると思うんですが、こうやって予算現額というのを当初につくって、実際支出済み額と、その差額が生じた理由、不用額が生じた理由と、ここに明記されているわけですね、それぞれの項目ごとに。そのときにわからなかったのかなというところなんですよね。

○駒崎環境生活部長 流れ上私が答えさせていただきますが、予算の積算のときには、いろんな見込みで、大きな見込みの数字で出しますので、福岡の高等裁判所に何回行くとか、そこまでのきちっとした積算ではなくて、見込みの数字の中で旅費をこの程度という形で組んでいきます。その中で具体的な執行で旅費が仮に足りなくなれば、ほかの費目から予算の流用といいまして、これはきちっとした財政課の承認を得た——不適正経理の流用と全く違いまして、きちんと法律上の流用手続をとって使うということがありまして、また、旅費が余ったときに、ほかの費目に特段の不足がなければ、そのまま旅費として余らせるということになりますので、予算の最初のスタートの時点で、例えば何回分というのがあって、これが何回しか使っていないという形の引き算での発見がなかなか難しいところがございます。たくさん科目ごとにたくさん支出科目がございますので、なかなか総合的なチェックが難しいところがあるんですが、そうは申しまして、きちんとした管理をすべきでございますので、弁護士に出張を依頼した班、厳密に言いますと、裁判関係をやっているチームが、弁護士との協議の中で、福岡高裁まで行ってくださいというようなお願いをすることがありますけれども、それをきちっと経理担当の方に行いまして、旅行依頼とか支出負担行為とかの手續に

きちっと入ることがもう大前提だと思います。支出負担行為がありますと、そこで支払い義務が発生した金額として、これはもう帳簿上もコンピューター上も残りますから、そこに入ると、支払っていないものというのは歴然としてわかりますので、その仕組みをしっかりとやっていきたいと思っております。

もう一点、先ほど訂正と申し上げましてできなかったんですが、大西委員の質問に対しまして、不適正経理とは少し違うと言いましたけれども、監査事務局の方で不適正経理の欄で整理してございました。これは大きくいいますと、支払うべき年度に支払うべき経費を支払うというのが適正な経理ですので、支払い遅延も適正でない経理という意味では不適正経理であります。ただ、私が、先ほど、つい言葉を少し適切さを欠いて使いましたのは、過去不適正経理として問題になりました預けとか架空、ありもしない手続で架空の手続をつくってお金を工面したという意味での不適正経理ではないということを申し上げたくて申し上げましたけれども、適正でない経理という意味では、これも重大な問題だと思っております。決して預けのような問題ではないから軽く見ているということではございませんので、訂正をさせていただきます。

○児玉文雄委員 役所というのは、特に印鑑が必要なところなんですよね。旅費の起案をした人から幾つかあるわけですよね。そういうのを課長あたりは、さっき部長の答弁でも班長という言葉が出たわけですよね。高い給料をもらうとそういう連中は、責任もとらぬのか、決裁もしていないのか。恐らく1つのものを支出するときは、5つか6つの印鑑はあるはずですよ。だから、素人だから間違いましたと、これは言いわけにならぬですよ。そうして、役所の経理は、現金出納簿と一緒にしょう。振替伝票もなんも切らぬでしょう。それは、嫁御がしょっちゅう家庭では

やっとなるようなことを、あなた方は高い給料をもらうて、そういうのもわからぬなんていうばかな話はないと私は思うんだよ。責任とるときはもう部長以下審議員から課長、全部とらなきゃ何のために印鑑を押したのか。そこが何か説明を聞いとると納得がいかぬと。

○馬場成志委員長 今のは、支出の願いというか、結果を出す書類さえできていなかったということでしょう。印鑑押した……。

○寺島水俣病審査課長 先ほど私の十分な説明がでなかった部分は、部長の方から説明をしていただきましたが、まさに今委員長の方からもお話がありましたように、起案と申しましょか、支出の起案そのものがまだできていない中で、担当の方が事務処理ができていなかったという部分でございますので、そこを組織として、今後、先ほどのような改善策の中でやっていくということで、今、児玉委員からも御指摘ありましたとおり、そこは一経理担当とかという問題ではなくて、組織として十分じゃなかったのは当然お話があったとおりでございますが、ただ、印鑑につきましては、先ほどちょっとお話がありましたように、決裁としては、まだ決裁が出る前の段階で……。

○児玉文雄委員 いやいや、それは起案がでけとらぬ。しかし、我々でも一緒ですが、出張命令が出る、出張をすると、その精算ができてないと、それに対しては、やっぱりある時期が来れば、その担当者に、おお、この間の旅費はどぎゃんなっとなってかて言いますよ。だから、役所は、もうそういう命令書を出してするわけだから、それは仕事に、自分が命令したことに対する責任というのはある。だから、命令書の方は、起案がなくとも命令は上の方から出てきとるはずですよ。下から上がつとるんじゃないんだから。起案の

方が下から上がつとるんだからですね。県庁の職員だったら、あれぐらいの簡単な経理だったら、左、右にちゃんと合わせればいいわけだから、それに対して必要書類が添付されとるのかされてないのかということ調べればいいわけですよ。だから、それぐらいのことは私はできると思うんだけど、普通に。だけん、そういう言いわけをするんじゃないくて……。

○溝口幸治副委員長 ちょっと関連してですけども、結果的にこういうミスが起こって責任はどういうふうになったのか。例えば、その担当の方が責任をとられたのか、あるいは当時の課長なのか。寺島課長のときではないんですよ、恐らく。

それで、もう一つ確認しておきたいのは、経理の方のお1人がずっと抱えていたのか、途中で異動になってかわっていったのに、そのまま引き継いだ方もそういう状態だったのかというのは、今の説明ではわかりませんので、それを確認したいんですが。その担当の方もそうですが、その途中での班長とか課長とかが何人ぐらい見過ごしてきたのかということも確認をさせていただきたいというふうに思います。

○寺島水俣病審査課長 今回の内容につきまして、処分がどうなるのかということにつきましては、今人事課の方で検討をされているというふうに聞いておりますので、まだ結果が出ているという形にはなってございません。私の方からはそこまでしかわかりませんが、

それと、あと、担当につきましては、19年度から、その当時のその者は――審査課と申しましょうか、保健課と審査課、班は共通の総務班でございますが、来まして、19年度、20年度は同じ者が担当をしていたという形です。そのまま19年度、20年度に同じよう

な問題が起きたということでございます。

それから、あと、チェックといたしましては、決裁的には、水俣病審査課の場合には、担当がおりまして、担当はほかにもおりますけれども、あと、班長がおりまして、そのあとは、審議員と申しましょうか、ラインの課長補佐に上がって、それから課長の方に上がってくるというふうな決裁のラインになります。

あと、幾つかお答えできていない分があれば……。

○溝口幸治副委員長 抱え込んでいた、ミスをした職員の人を厳しく処分せろと私は言っているんじゃないくて、例えば、いわゆる弁護士を派遣しなければならないということがわかったら、当然伺いなり起案なりが、弁護士を派遣依頼していいのでしょうかというものが上がってくるはず。それが上がってきているということは、しっかりチェック機能が働いておれば、その弁護士さんに旅費並びに報酬、そういったものが支出できたかというのがチェックできるはずなんです。その辺の仕組みがよくわからないんですが、私が言いたいのは、要は組織としての機能がしっかり働いていなかったもので、こういう状態が起きたと思うんですね。

さっき駒崎部長がおっしゃったように、それは経理のスペシャリストだけが常に経理をやるんじゃないくて、やっぱり新しく入ってきた人が、今からの役所の経験を積むために、そういうポジションに行くというのは当然あり得ることなので、そのときにミスをした人が、その人だけが悪いですよという仕組みはよくないと思うんですね。やっぱりチームとして仕事をなさっていくので、そのために、児玉先生がおっしゃったように、それぞれの給料の格差というか、違いもあるんでしょうから、チームとして対応していく、そういった意味では、人事課がどういう最終的な

処分を下すのかわかりませんが、チームとしてやっぱり責任をきちっとする必要があるというふうに私は思います。これは私の意見です。

○馬場成志委員長 今人間が途切れたわけじゃないというようなことであつたと思いますが、逆に人間がかわつた方がチェックができとつたかもしれぬというようなこともあるかというふうに思います。いずれにしろ、これは全庁的な問題としてしっかりと、駒崎部長、環境生活部だけじゃなくて、こういった指摘がないように、しっかりとやっていただきたい。

ほかの件で。

○大西一史委員 ちょっとさっきのあれとまた違う件なんです、この附属資料の2ページ、繰り越しの大気環境測定機器更新事業費、常時監視局9カ所、これが繰り越しをされているということで、この繰り越しの理由が、受注生産品のため納期に時間を要するためということで、現在はこれは設置済みということなんです、さっきの説明ではね。

ただ、この当然時期がずれたということによるこの測定値、あるいはそういったものに与える影響というのは、たしか、以前のこの部長説明であつたのは、光化学オキシダント測定局設置工事の、これもいろいろ入札のミスがあつて、おくれたときも、これは何か影響があるというような話をちょっと聞いたんですが、そういった測定に対して影響はないのか、測定結果に対してのですね。そういったところはどうかというのを1点聞かせてください。

それともう一点は、この受注生産品ということは、これは非常に特殊な機械なんだろうというふうに思いますが、そうであるならば、当然納期がかかることは、これは導入する前にわかっているはずなんです、これは

ある程度見積もりとつた段階でその辺はわかると思うんですけども、その辺はどういう管理をなされたのか、発注者がある程度わかると思う。受注者というのが大体もうそんなにたくさんないわけですよ、これね。恐らくそうなんだろうと思いますが、その辺はきちっととっておられてやっておられるはずだと思うんですが、その辺はどういう経緯だったのかを教えてください。

○松島環境保全課長 環境保全課です。

まず、観測機器の更新に関して、更新時に測定時間とか、そういったところで正しい測定結果がとれたのかということだと思うんですけども、これにつきましては、もともと更新でございますので、そういう場合の機械はございますので、あくまでも取りかえ時間だけの話でございます。もちろん大気汚染というのは、1日24時間、365日常時監視しますけれども、調査結果の評価につきましては、全時間という時間が決まっております。その規定時間には確定しておりますので、測定値に問題はございません。ちゃんとした観測はできております。

もう一つ、測定機器のメーカーの件でございますけれども、特殊な機器でございますが、国内には観測機器メーカーが3社、4社ございます。ですから、入札時には、3個見積もりをとりますけれども、あくまでも競争入札でございますので、やはり落札した時点からしかそういったメーカーは動きませんので、そういった時間的なずれができたというふうに考えております。

○大西一史委員 測定結果に影響を与えないということであれば、そこはいいかなというふうに思うんですが、ただ、こういう品物、私も以前機械を売っている仕事をしていましたので、それで、大体このぐらいのお客さんの希望納期というのがあつて、それに対

して当然合わせて見積もりなり何なりしっかり出すわけですよ。だから、そういう意味じゃ、発注者側の方のおくれというのがこれはあるんじゃないかなというふうに思うんですよ。それはそうではないということなんです。

○松島環境保全課長 環境保全課です。

そのものが12月補正で出たものですから、もともと半年ぐらいの製作日数がかかりますので、実際的にはそういった年度をまたぐというのはこの時点で大体予想されたというふうに考えております。

○大西一史委員 予想してたんですね。わかりました。じゃあ結構です。

○児玉文雄委員 この書類を見ると、不用額が生じたところには必ず人件費が削減と。これは給与の中でも、これは総務課の方から、一人一人のランクがあって、給与だから、これは残業の方に入るんですか、どういうのに入るんですか。事業ごとに人件費というのはオンしてあるのかどうなってるのか。そこらあたりがちょっと我々も県のシステムがわからぬんだから、ちょっとお聞かせいただけますよ。

○馬場成志委員長 これはだれかまとめて答えができますか。どうですか。

○野田環境政策課長 土木とかそういうところで事業を持っているところは、事業費に伴う事務費の中に人件費を計上する場合がございますけれども、環境生活部は、その事業費の中に人件費を含んではおりませんので、いわゆる一般会計の中に人件費を特別に組んで執行していくという形になっております。人件費につきましては、今回余り残は出ていないかと思えます。というのは、当初予算は前

年度で組んでいまして、2月の補正予算で…。

○児玉文雄委員 不用額のところは、人件費の削減という言葉がこの書類の中で幾つも出てくるよ。不用額になったのは、いわば、わかりやすく言うと、努力によって人件費の削減が生じたと、ここに書いてあるわけだよ。

○馬場成志委員長 今の質問については、トータルとして、微調整の部分なのか、大きいのかということから話さんと今のはかみ合っていない。

○児玉文雄委員 部長は、人事課におったから一番わかるんじゃないかな、元人事課長をしとったから。これは質問というより、どういう形でそういう残業みたいな、事業費みたいなのは、どういうふうな形でついているのかを聞きたい。

○松島環境保全課長 環境保全課ので17ページに1つございます。ここに公害対策費で人件費の執行残がございますが、これは、ある職員の勤務体制が全日体制からかわったもので——職員の勤務体制と申しますか、それが家族のこの関係で通常の勤務時間体制からちょっとかわったものですから、そういった意味での執行残というふうに聞いております。

○馬場成志委員長 どう変わったかって。

○松島環境保全課長 フルタイムだったのが、こういった不斉1型短時間勤務といった形の勤務体制にかわったということでございます。

○馬場成志委員長 いっだんわからんごとなつた。

○児玉文雄委員 わかりにくいな。

○松島環境保全課長 フルタイムから、育児とか……。

○馬場成志委員長 非常勤か何かわからない。フルタイム……。

○松島環境保全課長 正職員でございます。正職員ですけれども、フルタイムの時間勤務から育児とかそういった関係の時間減の短縮時間になったと、そういったことでの給料の減でございます。

○児玉文雄委員 入札の場合は、入札に伴う執行残ということを書いてあるわけだね。だから、これはある程度安くとれば、そこに残が出てくるのはわかるわけですよ。その人件費というのが何かわかりにくい。

○馬場成志委員長 ちょっと待ってください。

松島課長、今のは、だけん、それによって幾ら不用額が出た。

○松島環境保全課長 これで、給料の方で17万3,000円というのがこの今の勤務体制の変更で変わっております。ほかに、時間外勤務等の減もございます。そういったところがこの不用残に入っております。

○児玉文雄委員 だから、残業も入るのかと私はさっきから聞きよるわけだ、こういうのは。

○松島環境保全課長 申しわけございません。この中には、時間外勤務手当も含まれてございます。

○児玉文雄委員 だから、答弁は、そういうのを予定しとったけれども、それが要らなくなったからここに残が出ましたと言えいいんだよ。

○松島環境保全課長 わかりました。今後そういたします。

○馬場成志委員長 質問と答弁がかみ合わぬのは、何ば聞かれよるかもうちとちと考えてから答えなんということですか。

ほかに。

○鬼海洋一委員 これは、環境政策課の歳出にかかわる調べの中で、水俣湾の堆積汚泥処理事業費21億3,368万円の支出、これは恐らくダイオキシンの廃土の事業だというふうに思うんですが、長年懸案の課題がようやく一段落というか、終了することができて、大変だったろうなというふうに思いますけれども、そこで、この事業全体の——そうですか、これは。違うんですか。

○松島環境保全課長 環境保全課です。

今の委員がおっしゃっているのは、水俣湾のダイオキシンの処理でございますかね。

○鬼海洋一委員 そうですよ。

○松島環境保全課長 いや、これは、既に終了しております水俣の水銀汚泥の処理の事業だと思います。ダイオキシンについては私たちの範疇でございますので、17ページの方に公害規制費の方にありますこのダイオキシン対策事業の中で、私たちとしては、監視事業にこの経費を使っているわけで、実際のダイオキシンの処理については、土木部港湾課の方の公害防止事業としてされております。

○鬼海洋一委員 じゃあ向こうの方で経費を

計上されて、結果として終わったということですね。

○松島環境保全課長 はい。我々のは監視として。

○鬼海洋一委員 それで、結局私がきょう聞きたかったのは、つまり、県の支出分とそれからチッソの負担分について、大まかにどのような形で最終的に処理が行われたのかということをごすね。

○松島環境保全課長 環境保全課です。

ダイオキシンのそのの事業でございますか。

○鬼海洋一委員 そうです。

○馬場成志委員長 前提としては、事業はうちの——さっき土木のやつ。

○松島環境保全課長 環境保全課です。

土木部の港湾課の方の事業でございます。ちょっと待ってください。

○鬼海洋一委員 今ちょっと質問したんですけども、おっしゃるように事業そのものは港湾課の方の事業になるんですが、私は、何年か前に質問したときに、あえてその当時の環境生活部長の答弁を求めました、この事業で。というのが、ダイオキシンという極めて重大な危険物質、これがそこに存在をする。にもかかわらず、つまり作業のベースというのは、ずっと港湾課のベースで行われているわけですね。やっぱり問題は、その事業そのものの危険性あるいは必要性ということについて常に監視をする立場の環境保全課の方から、常に厳しく求めるという姿勢がなければだめじゃないかという本会議の質問もしたわけですけども、そういう意味で、今この

取り組みの現状がどういうぐあいになっていたかということについては、さっき言いましたように、大変重要な作業、あるいは問題点の除去ですから監視をしていく必要があるんじゃないか。現段階では、その後どうなっているのかということをごすねお聞かせいただきたいというふうに思います。

○松島環境保全課長 環境保全課です。

先ほどの事業費につきましては、大体全額で9億ぐらにかかっていたけれども、3分の2がチッソ、3分の1が県といった形で組まれているようです。

○鬼海洋一委員 完全に処理できたわけですね。

○松島環境保全課長 はい。実際の事業につきましては、既にこの前の常任委員会でも報告しましたとおりに、既に事業は終了しております。

適正に汚泥の処分地と申しますか、そちらの方に固形化されて持っていかれて、アスファルトで被覆して、すべて終わっているというふうに聞いてございます。

○鬼海洋一委員 引き続きかかる事態というのは発生する可能性というのはあるわけですから、ぜひ、その後の調査といいますか、監視をやっていただきたいというふうに思います。

いいですか。

○馬場成志委員長 続けてどうぞ。

○鬼海洋一委員 それから、先ほど部長のこの概要説明の中で、つまり、レッドデータブックの件がありました。これは自然をさわる事業の土台となるべきデータだというふうに思います。このレッドデータブックの中に記

載されている生物というのがそこにいるかどうかということ、今後の事業すべてに影響するわけですが、先ほどちょっと気になることがありましたのが、一部の執筆者からの原稿提出が大幅におくれたという、それは端緒とは申せということがありました。これが今後どうなっていくのかなという、その資料を提供していただく方々、どういうぐあいにこちらの方から依頼をされて、あるいは依頼をされた方々が、このレッドデータブックに対する認識と申しますか、どの程度あるのかなと。ちょっと困る話だというふうに思えますよね。

しかも、このデータというのは、我々は、どの場合もそうですが、特に産業関連表なんてまさにそのとおりですけれども、直近のデータがどうなのかということが非常に重大な問題だと思うんですが、先にそれを依頼して、おくれるということを想定してということになりますと、今言いましたように、直近のデータという意味ではかなり問題ではないのかなというふうに思うわけです。

そこで、今回のこの事態と申しますか、状況、もう少し詳しくお話しいただければと思います。

○岡部自然保護課長 自然保護課です。

2009年に発行いたしましたレッドデータブックにつきましては、5年間の調査期間を踏まえまして、以前がレッドリストということで発行いたしておりましたが、2009年にレッドデータブックということで、5年間の調査結果等をもとに、1年前にレッドデータブックを発行するというのを、専門の先生方の委員会を持っておりますので、そちらの方でお話をする中で、年間の発行までのスケジュールというのを検討いただく中で、最初は夏過ぎぐらいに原稿の提出というようなことで考えていたわけですがけれども、なかなか原稿が出てこないような状況がありまして、それ

が秋になり、冬場になるというようなことで、一番遅いデータにつきましては年明けに提出をいただいたというようなことがありまして、印刷発注というのがおくれたというふうな状況でございます。

それともう一つお話ししておかないといけないのが、非常に専門性が高い冊子でございます、一般の職員と申しますか、専門知識を持っていない中では、なかなか文言の修正なりチェックが難しい内容が含まれておりまして、専門の先生から出していただいた原稿が、ここに書いてありますように、おくれた分、なかなか再校と申しますか、原稿のチェック機能が、何回も原稿のチェックができないような状況の中で、納品というのが3月31日というようなこともあったもんですから、最終的には原稿の修正がない段階での提出をというようなこともお願いする中で提出していただいて印刷に回したというようなことであります。

○駒崎環境生活部長 質問のポイントを突いてという委員長の御指摘がございましたので。

鬼海先生の御質問は、原稿の提出が大幅におくれたことによって、古いデータを使って陳腐化したようなデータでデータブックができていないかという御懸念があつてのことだと思います。

印刷とか、あるいは予算の支出の面では、半年以上原稿提出が予定よりおくれたというのが、我々にとってはなかなか対応し切れなかった部分でございますが、使うデータとしては、当初予定していた時点でのデータを使わせていただいておりますので、でき上がったものが、データが古くて直近のデータとして不十分だということはございません。そうしたことで御理解をいただきたいと思っております。

○鬼海洋一委員 私たちでも一緒ですよ。

原稿を求められて、ちょっと待ってくれ、ちょっと待ってくれという、これはよくあり得る話だと思います。特にこの専門書の、まさにお話がありましたように専門的な分野でのことですから、そう簡単にできないという面もあるんじゃないかというふうに思うんですね。

これは、やっぱり原稿執筆に当たっていただく方の問題でもあろうかというふうに思うんですが、その辺は大丈夫なのかなという、こちらから求めている先生側のそういう意味でちゃんとしていただけるんだろうかなというような懸念もありまして、あえて今質問したわけですが、それは、ある意味では少し長くなるというのはわかり切った上で頼まなきゃならぬような方々ではないのかなというふうに思いまして、ですから、その辺を視野に入れながら、やっぱりこれは専門的なデータですから、常にせっついて、中身についても常に、原稿が出てくる前に、中身を詰めながらやり上げていくという努力をすべきではないのか、それをやらなければ、また同じ結果が生まれる。

さっき直近のデータですよというお話がありました。果たしてそれが直近のデータなのかどうかということについても甚だ疑問にならざるを得ない問題が出てまいりますので、そういう意味で現状がどうなのかなということをお伺いいたしました。ですから、ぜひよろしく願いしておきたいと思います。

○駒崎環境生活部長 簡潔に補足的に申し上げます。

これは、2～3年かけまして作業に入りまして、執筆者の方々、大学や高校の分野ごとの先生方をお願いいたしまして、打ち合わせ会議をいたしまして、いつの時点までにそれぞれの分野ごとに原稿を仕上げ持ち寄って印刷期間をとって発行しようというふうな申し合わせでスタートいたしまして、それぞ

れの先生方に努力していただいて原稿の提出、出てきたんですが、何人かの先生の中で、1カ月おくれ、2カ月おくれと、最後まで残った方が4カ月程度、どうしても本来業務が大学の先生や高校の先生でございますので、できなかったということがございました。

環境生活部としての部の対応が不十分であったと申し上げましたけれども、どこかの時点で、年度内に完璧な校正と印刷が無理だと判断して予算を繰り越せばよかったのかと反省をいたしております。

ただ、その予算の繰り越しをするほどまでのおくれにはならないだろうという見込みで——2月県議会に予算の繰り越しの願いをするわけですが、それをしなかったがために、予算は3月31日までに執行しなければならない、それと原稿は確定したものがなかなか出てこないということで、複数の目で校正をするという時間が十分とれないまま電子データの原稿をそのまま印刷所に送ってというふうなことも網渡り的に行って、その結果、非常に修正の箇所数は多かったんですけれども、いわば電子データでつくられた表を印刷に落とすときに間違いとかがたくさん出てまして、左側の表の初めのスナメリだったか何か種目のところに、右側の表のところでは、違う動物の説明が段がずれて載っているページとかが出まして、それが相当のページ出たということで、誤りの形態としては比較的単純なんですけど、非常にページ数にわたってそれが出たために、修正を余儀なくされると、正誤表ではとてもできないというふうな状況になってしまいました。その辺、部としてのそのときそのときの判断が十分でなかったかという反省はいたしております。

今後は、そのように先生方との十分な打ち合わせを進めたとしても、お仕事の関係でおくれることがありますので、それにも柔軟に対応できるような取り組み方、前年度に原稿

を確保して、その原稿確定後印刷に入るような仕組みで、綱渡り的な執行にならないようにということで、この点については取り組みをいたしました。

結果的にでき上がったものにつきましては、当初予定していたレベルのものができ上がっていると考えております。

○馬場成志委員長 ほかにありませんでしょうか。

○大西一史委員 ちょっと細かい点で恐縮です。

20ページの、これは水環境課の方ですけれども、過年度収入の年度後返納の通勤手当の返納というのがあります。それと、29ページにもやはり廃棄物対策課の方で通勤手当、休日勤務手当の返納、あるいは、37ページ、食の安全・消費生活課でも通勤手当等の返納とありますが、通勤手当とか休日出勤手当の返納というのは、これはどういう形でこういう返納処理をするようになったのかということ、ちょっといきさつを教えてください。

○田代水環境課長 水環境課でございます。

まず、20ページの一番下の欄に過年度収入、年度後返納ということで15万8,000円入っております。これは職員2人分なんですけれども、通勤手当を、これまで実測ということで、自分たちで職員が車などのメーターを見ながら実測したり、あるいは地図上ではかって通勤手当何キロだということで、それで通勤手当を支給していただいていたんですけれども、最近になりまして、コンピューターマップで最短の通勤距離をはかることができるようになりまして、それで、コンピューター計算をしましたところ、ちょっと通勤距離が違うぞということで、過去にさかのぼりまして、たしか5年間だったと思いますけれども、2人合わせて15万円返却いたしましたと

いう歳入でございます。

○馬場成志委員長 ほかの理由もありますか。今ので大体代表されますかな。

○大西一史委員 大体そういうことですかね。じゃあ29ページの廃棄物対策課の休日勤務手当は一体何なの。

○加久廃棄物対策課長 廃棄物対策課でございます。

休日勤務手当の返納でございますけれども、これは、4月の段階で決算前のコンピューター入力の際に、予算の科目を誤って入れておりました関係上、それを訂正する際に費目の訂正が、本来であれば前の月にさかのぼってできるものを当月でやってしまったものですから、二重に休日勤務手当が出されてしまったと。それが翌月になって判明したものですから、翌月が既にもう年度がかわってしまったということで、現年度に一回返していただいたと、過年度分ということで。2名分でこれが出ております。

○大西一史委員 いや、こういうちょっと細かいところだったんですけれども、それぞれが、通勤手当にしちゃ15万とか27万とか、あと、64万8,000円ですかね、それぞれあったので、ほかにもあるんですけれども、こういったところの処理が、やっぱりさっきの話じゃないけれども、すべてのそういう事務の支払い漏れとか、そういうところの意識に関係があるのかなというふうに思ったものですから聞かせていただきましたが、いずれにしても、その辺のちょっとチェックも、全体的には、ほかの部では私は余り見なかったような気がするんですが、この辺のというのは。多分今までの審査の中では、ほかの部では、通勤手当を返すとか何とかじゃ余り多くなかったような気がします。

ちょっと私が気づかなかったのかもしれませんが、逆に言えば、環境生活部に対してそれだけちょっと厳しく見ているのかもしれませんが、その辺は気をつけていただきたいということをお願いしておきます。

○児玉文雄委員 自然保護課にちょっとお聞きしたいが、これは御船の鳥獣保護センターのことでしょう、歳入歳出があつとるが。ちょっと不勉強で、前年の歳入歳出は1億4,000万ちょっとぐらいになつとるわけですよ、この決算に上がっている分は。あれは今はどうなっているのか、どこが今管理しているのか、そこあたりのちょっといきさつを聞かせていただきたいと思います。

○岡部自然保護課長 24ページに歳入云々というふうなことで鳥獣保護センターの改修事業ということで計上しておりますが、鳥獣保護センターが、昨年度から、傷ついた鳥、傷病鳥獣だけに特化したしまして、普及啓発とか野鳥観察というふうな業務をなくすようなことでスリム化をいたしました。それで、以前は共有林を全般的にお借りしていたわけですが、今は、治療いたしますセンター、建物がございますが……。

○児玉文雄委員 たしか2階建てか3階建ての——3階ぐらいだったかな……。

○岡部自然保護課長 2階建てでございますが、そこで業務をすることだけに特化したしました。それで、ここに計上させていただいておりますのは、以前、鳥獣保護センターで、シカを展示したり、野鳥園があったり、外回りにいろいろな施設がありましたけれども、傷病鳥獣に特化したということで、それらの施設を撤去して町にお返しする必要がありましたものですから、その撤去費用をここで計上させていただいております。現在は傷

病鳥獣だけで、本館で病気になった鳥等の治療をやっているという状況でございます。

○児玉文雄委員 なら、そのけがをした鳥とかそういう鳥は、県の職員でやっているのか、どっかに委託をしてやっているのか。

○岡部自然保護課長 委託を行いまして、NPO法人で、そのNPO法人にも獣医師の方がいらっしゃるような、治療ができると思いますか、そういうところのNPOに現在委託をして業務を行っております。

○児玉文雄委員 もともとあれは、委託するに当たって、はっきり言うて、プラスにはならないような事業ですよ。前も、たしかあれを委託するのは、何というんですかね、あれを指定管理者でたしかやったことがあったと思うけれども、採算とれぬとですよ。なら、今その指定管理者に対して、NPO法人か何か、そこには幾らぐらいの費用を出してやっているんですか。

○岡部自然保護課長 26ページをお開きいただきたいと思いますが、ここの2段目に、鳥獣保護センター管理運営事業ということで、1,400万ということで計上をしておりますが、これが委託料プラス県の事務費等を含んだところでの事業費でございます。

今は、指定管理者という制度ではなくて、業務を縮小した関係もありまして、指定管理者ではなくて普通の委託業務で事業を行っております。

○馬場成志委員長 この中のほとんど。1,400万の中のほとんどが委託費。

○岡部自然保護課長 委託料が、1,419万4,000円になっております。あと、事務費等で10万弱、10万前後をいただいておりますが、ほ

とんどが委託料。

○児玉文雄委員 年間10万。

○岡部自然保護課長 県の事務費がですね。委託料は1,400万。

○児玉文雄委員 だから、1,400万プラス10万どしこしか出していない。

いや、私は、上益城に鳥獣保護センターがあるもんだから、今までいろいろ話題になったんですが、あそこの本体の建物、2階建てということを今聞いたんですが、あのあたりに私は、岡部さんじゃないですよ、ほかの人に提案もして、あれは御船町が地主ですから、御船町で何かそういう老人ホームみたいなものの経営あたりはできないのかと——あ、もうちょっとお聞きしますが、なら、年間どれぐらいの動物がけがをしたり、あそこで機能回復をやっている小鳥がいたり、それはわからぬでしょうな、きょうはここじゃ。どれぐらい扱っておられるのかね。

○岡部自然保護課長 センターで、平成20年度が1,270羽といたしますか、獣類まで入れてですね。シカとか何とかも入れて1,270頭、それと21年度が700羽、8頭というふうなことで、それぐらいの傷病鳥獣をお世話させていただいております。

○児玉文雄委員 合わせると約2,000。

○岡部自然保護課長 単年度でいきますと、1,200あるいは700というふうなことでですね。

○児玉文雄委員 いや、やっぱり県あたりは特にそういうもうからぬ部分もしなきゃならないということはいや自覚ができるんですよね。しかし、コストあたりから考えると、かなり建物のまだ償却——もうあれは償却終わ

ったかな。県は償却しなかったな。普通だったら、あの建物、鉄筋コンクリートだから50年ぐらいかかるんですよね、償却がですね。それはやらなくていいけれども、こういう仕事をすうっと切れということは言われぬ。しかし、何かもう少し、鳥を愛し、鳥獣を愛するような人たちが、NPOだったらそういうところに、本当に好きな人に、委託をすとか何とか、獣医さんの分野じゃにやあとと思うとたいな。一番初めは、あれは獣医さんがやってたんですよ。

○馬場成志委員長 プラス公の必要性として……。

○岡部自然保護課長 今、児玉委員おっしゃいましたように、鳥獣の愛護思想といたしますか、そういう面で、熊本市内の子供さんとかからよく、ツバメが落ちている、スズメが落ちているというふうなことで、うちの委託先の方がとりに行ったりしておりまして、そういう面では、鳥がほとんどですけれども、そういう自然に接して鳥獣をめぐるというふうなことには役立っているのかなというふうには思いますし、NPOも、九州鳥獣保護協会ということで、メンバーの中に獣医の方もおられますけれども、本当に動物が好きで、そちらの方で一生懸命仕事をしたいという一般の方のメンバーも多数いらっしゃるNPOに今現在委託をさせていただいているところでございます。

○児玉文雄委員 大体それは私もなくせとか何とか言いませんが、今田舎で一番困っているのは、イノシシ、シカですね。だから、これはもう害獣駆除ということで、私は、今までイノシシのしりっぽを持っていくと8,000円だったと思うんですよね、県事務所で払いよったのが。そしたら、1万1,000何百円が……。

○増永慎一郎委員 いやいや、違う。ゼロ円、イノシシは。シカが8,000円。シカが、4,000円と4,000円で8,000円。

○馬場成志委員長 全く逆の立場ですな。

○岡部自然保護課長 増永委員がおっしゃったように、イノシシ1頭分に報奨は、今県で補助する制度はございません。委員がおっしゃったように、シカの方には、県の方で4,000円出して町の方も4,000円出されれば8,000円というふうなことで、1頭につき8,000円の報奨は出しております。

○児玉文雄委員 なぜシカには出さないの。

○岡部自然保護課長 シカに出しております。

○児玉文雄委員 いやいや、イノシシには。

○岡部自然保護課長 イノシシについては、被害が非常に大きいことは我々も農政部との情報交換の中で認識はしておるんですけども、農作物被害のけもの被害の8割がイノシシというふうに言われておりますので、その被害は大きいということは認識しているんですけども、イノシシにつきましては、有効活用といいますか、高値で取引されているというふうな実情がございまして、イノシシの高い、質のいいものでありますと、キロの2,000円で買い取られて、1頭数万円するようなイノシシの1頭当たりの収入が得られるというふうなことがございます。また、そういう中で、1万6,000頭、7,000頭、8,000頭というのが、ここ3年ぐらいのイノシシの捕獲頭数でございます。

一方、シカにつきましては、1頭から市場で利用される肉量が少ないというふうなこと

もありまして、なかなか猟師の方が捕獲意欲を持っていただけない。しかし、先生も御存じのように、シカによる森林被害というのが非常に激しいものですから、頭数管理をしないとイケない中で、先ほど申しましたように、大体1頭当たり8,000円の報奨金を出してシカの頭数を激減させようということで、議会の御承認を得る中で予算化させていただいているような状況でございます。

○児玉文雄委員 これはもうきのうきょう始まったことじゃなくて、もう各中山間地の方から、イノシシの被害が多くて、シカの被害もあっているわけですよ。あの猟期の間だったら、私は猟師さんに高過ぎるって言うたことがあつとですよ。毛つきで5,000円取りよったからですね、キロ。毛がついたまま骨を外してしまうでしょう。とか臓物を。肉を毛がついたまま5,000円ぐらい取る。

○馬場成志委員長 児玉委員、肉の話は…

○児玉文雄委員 今話題になつとるけんたい。

○馬場成志委員長 今んとは情報提供としての話ですね。

○児玉文雄委員 だから、あれだけの被害は、シカよりやっぱり何倍もかということ、それはわかつとんなはる。そうすると、期間以外のイノシシというのは、だれも食わないんです。青臭いんですよ、草あたりを食べとるから。だから、シカに出すんだったら、イノシシにもやっぱり1万円ぐらい出してもらわんと、これはもう……。

○馬場成志委員長 この予算は、自然保護課から出しとるわけじゃなからうもん。駆除の

予算な。

○岡部自然保護課長 シカの予算は、うちの方で予算化させていただいております。

○駒崎環境生活部長 児玉委員の御指摘は、再三先生の地元のほかにも球磨郡からもいろんな要望ございますので、承知いたしております。

イノシシは、今のところ補助金はございませんけれども、ある程度の頭数は、狩猟を含めて捕獲されておりますので、県の財政が非常に厳しい中で、今狩猟任せでは対策が進まないシカと猿を、県では、自然保護課では重点的に予算化して取り組んでおります。

特に、農作物の被害ももちろん大変なんですけれども、森林被害、樹木がやられますと、30年、50年かけて育てた木がもう全く価値がなくなってしまうということで、林業家の方の嘆きも大きいと聞いておりますので、また、30年、50年の木が一たんやられますと、それを育てるためには、30年、50年の期間が必要でございますので、県は今、限られた予算の中で、猿とシカについて、重点的に予算を今組んでいるというところでございます。イノシシについては、狩猟の中で相当な数が捕獲されておりますので、非常に申しわけないという面はございますけれども、そちらの流れの中でイノシシは対策を進めているというふうなことにいたしております。

○馬場成志委員長 シカの部分にはもっとつきたいという、シカ、猿はですな。

○児玉文雄委員 狩猟免許の収入が上がったですね。減つとるわけですよ。狩猟免許費の収入が減っています。年々減っているんです。もう猟師が高齢化するからですね、今もうそういう害獣というイノシシとかシカは暴れ放題だと言うんですよ。それは私も山

を大抵やられとるですよ。特にイノシシが好むのはヒノキの方なんです。高い方の木に行くわけです。杉は行かぬとですよ。だから、それはもう両方やってもらわないと。

この免許収入ですかね、申請収入の欄を見ると減つとるわけですよ、対前年比ですね。だから、猟師がもう高齢化して動き切らんとですよ。だけん、そういう意味で、害獣を野放しというのは、これだけはいかぬ。なら、例えばイノシシは、特に田んぼあたりで電柵をして入らないようにするけれども、もう今のイノシシは電気にも強くなって、もうどんどん入ってくるんですよ。だから、これは、農政あたりからでも自然保護課にちょっと協力を得て、片一方だけというのは、今副委員長の方の球磨の話も、ちょっと部長が球磨郡と言わしたがね、これはもう田舎の方は全部困つとる。陳情を受けとるはずだがね、そういうのは地元から。

○溝口幸治副委員長 もちろんありますが。

○児玉文雄委員 だからたい、やっぱりそれは——ここは自然保護課で、そういうのを逆に保護する立場のところだけれども、やっぱりああいう害を与えるようなものはある程度退治しないと、もう今町に出てきよるとですから、町中に、住宅街に。だけん、それは木材の被害がどうのこうのよりも、やっぱりひっくるめて考えていただきたいと思う。そういうふうをお願いします。

○高木健次委員 概要説明の中で、光化学オキシダント測定設置工事の再入札というのがありますよね。この説明によると、素人の方が、余り詳しくない人が積算計数を誤ったということですが、この辺の経緯。ちょっと私も、これは前年度の分ですからちょっとあれですけども、金額で大きな差があったのか、あるいはどの段階で再入札をやったの

か、その辺の経緯をちょっと初めにお聞きしたいと思います。

○松島環境保全課長 環境保全課でございます。

もともと測定局をつくるために、測定局舎と測定器を導入する事業でございました。もちろんその測定器につきましては単価ははっきりしておりますので、そのまま単価の詰めができますけれども、測定局につきましては工事的なものでございますので、普通の土木工事みたいな工事をやっていく必要がございます。そういった積算をしていく中で、材料費とかあるいは人件費とか、そういった積算をしてまいります。最終的に経費を積み上げるんですけれども、経費の見方が、計数のとり間違いです。0.04という数値でございましたけれども、これを0.04そのまま掛けてしまった。本来ですと、0.04%だったというところの見間違いがございました。そのために、結果的には、0.04と0.04%は100倍違いますので、約100万ぐらい高く積算してしまっただと、そういった経緯でございます。

もともと私たちのところは、そういった土木工事的な事業はやっておりません。たまにはしますけれども、新しい測定局舎をつくるときでございますので、10年に1回あるかどうか、そういったところでございましたので、担当としては、監視業務のベテランでございますけれども、こういった積み上げ業務につきましては初めての経験でございましたので、そういった土木の積算書と申しますか、読み間違いというふうに考えてございます。

そういったところで、年度末ぎりぎりの事業でございましたので、当然そこで再入札ということになりましたので、次の年度にまたがってしまったといった経緯でございます。最終的には去年の5月の時点で測定局舎、あるいは測定器も設置されて、ちゃんと光化学

オキシダントが出ます5月、6月の時期には間に合うような形で整備されてございます。

○高木健次委員 時期ですけれども、入札の前にわかったわけですね。

○松島環境保全課長 はい、手続面で事務的にやっていく中で、会計課の方の審査の中で見つかったと。入札後の契約前に。

○高木健次委員 入札が終わって、契約前にわかったということですか。

○松島環境保全課長 チェックの段階でわかった。

○高木健次委員 間違いがわかったということ。

○松島環境保全課長 はい。

○高木健次委員 今のこういう土木工事関係は、知識のある職員の方は環境生活部には余りいないというふうに理解していいわけですね。

○松島環境保全課長 はい。私たちの職場にはちょっとそういった土木的な要素を持っているのが――。ですから、部長の説明にございましたとおりに、今後、入札、そういった事業のときには、前もって予算段階から相談するなり、あるいはその段階で向こうにお願いするなり、できない場合には、そういった助言を得ながらやっていこうといったことで今進めていこうと思っております。ただ、今年度はそういった事例はございませんので、今後新しいのが出たときには、そのような形でこういったケースが再発しないようにやっていこうと思っております。

○高木健次委員 今の話のように、土木工事関係——しょっちゅうは出ないと、環境関係では、あるとは思いますが、そういう専門的なことは、ここに書いてあるように、土木部あたりの知恵をかりるとか、応援をしてもらうとか、そういうのはやっぱり見ていかぬと、初歩的なミスでこういう再入札なんていうと、非常に県の方も今、ここに限らず、よその部署でも再入札関係が時々出ますよね。あれは県民からすると、新聞等に載ると、裏の方の何か変な方向まで発展するから、非常に業者さんも迷惑するだろうし、この辺はしっかり担当は考えて、そういう工事だったら、ある程度専門知識を持った部署に力をかりるとか、そういう態勢をとっていかんといかぬのじゃないかなというふうに思います。部長の一言、ちょっとコメントがあったら。

○駒崎環境生活部長 今回の件につきましては、冒頭の説明の中でも申しあげましたように、めったにないこととはいえ、一たんその仕事に携わる以上は責任を持ってやり遂げるというのが何より大事ですので、担当職員はもとより、部長、次長、それから課長、すべて我がこととして適切な執行ができるように、他部局の力をかりるときに担当同士の話ではうまくいかないときには、課長あるいは部長の協議のもとで、協力を仰ぎながら、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○溝口幸治副委員長 人権同和政策課、お金の出し入れについてはありませんが、主要な施策の成果を見たときに、非常に大きい予算が組んであるわけですが、この資料を見ても、同和問題を初めとするさまざまな人権問題の解決に向けて取り組みをやっていくと。同和問題というものがメインだというふうに読み取れますが、ほかの人権課題についてどの程度取り組みをなされているのかというの

がこの資料からじゃわかりません。テレビの啓発や新聞の啓発の回数だとか、そういったものはきちっと載っていますけれども、セミナーとか研修会とか載っていますけれども、どういった課題について、どの量触れてあるのかというのがわかりませんが、もしも口頭で説明ができるのであれば説明をしていただきたい。あるいは、そういうのがまとめた資料があれば、後日でも構いませんので、出していただきたいと思います。

○吉田人権同和政策課長 人権同和政策課の業務につきましては、個別問題としての同和問題の解決が1本大きな柱でございまして、もう一本、人権ということについての普遍的な視点からの啓発というのが2つ大きくございます。

そのバランスをとりながら全体を運営しておるわけですが、例えば、地域ごとの研修会等を毎年8カ所、人権同和問題の指導者育成講座というのをやっていますけれども、この8カ所につきましては、女性、障害者、いろいろ人権課題ございますけれども、その最も県民の皆様の関心の高い4つの課題を2年ごとに回すというような形で8カ所やるというような取り組みもしておりますし、より多くの県民の皆さんに参加していただきたい人権フェスティバル等につきましては、人権一般という形でやっております。そういう個別問題というよりも、人権についての共通認識というような形でやっております。

また、それぞれのイベントにおきましては、パネル展という形で取り組んでおりますけれども、それには、女性、障害者、また、拉致問題につきましても、必ずパネル展では、そのような問題もバランスよく配置するように取り組んでいるところでございます。

今先生御指摘の点につきまして、わかるような書類を取りそろえまして、後日お手元にお持ちしたいと思います。

○溝口幸治副委員長 またその書類を見ての議論になると思いますが、せっかく決算委員会ですから、実は拉致問題ですね、拉致問題、今、観光交流国際課の中で部署ができて、そこで取り組みはされています。

しかし、人権同和政策課の方でも拉致問題というのは人権の一つにカウントされて取り組みをなされているんだろうと思いますが、これ、県庁の組織をかえたときに国際課がなくなったときに、どさくさに紛れてという表現が正しいかどうかわかりませんが、観光交流国際課に拉致問題はついて行ったんですね。観光交流国際課で拉致問題を扱うのがいかがなものかというようなことを、それぞれの委員の先生方もお感じになっていると思いますので、ぜひ人権同和政策課でもやっているのであれば、よりよい効果を出すためには、人権同和政策課でもやると、担当するという選択肢もあると思うんですね。これは一概に今やれという話じゃありませんが、そういったものをきちっと検討していただいて、どういったものが効果的なのかというのを考えていただきたいと思います。

というのが、もう御承知のとおり、拉致問題というものは、全くいまだもって解決をしていません。いわゆる圧力を背景とした外交交渉をしっかりと進めていかないかぬというのが、国に対しては我々思うところですが、もう一つは、国民世論の喚起なんですね。いかに喚起をしていくか。やっぱりいろんな問題が起こったときに、きちっと啓発がどのようにできるかというのが大事だと思います。そういった点では、テレビスポットだとか、いろんなことをやられていますけれども、本当に人権同和对策課が、この拉致問題に限らず、きちっとした時期に応じた対応ができていのかというのは、非常に私はこの資料からや今までの説明を聞いてもよくわからないところがありますので、ぜひそういった観点

からきちっと取り組みをやっていただきたいというふうに思います。

観光交流国際課で拉致問題をやって、一方では、韓国の方々と協力していきましようとか、在日の方には過度な人権侵害がないようにというのもこの観光交流国際課でやっていくというのが非常に私にはよくわかりませんので、ぜひその点を検討していただきたいというふうに思います。

結局国民世論の喚起がきちっとこういう問題でできないので、私はああいう中国の漁船の今回の領海侵犯の事件とか、ああいうふうに諸外国からなめられるような事態になると思うんですね。ですから、これは国がきちっとやることですが、県でもきちっとそういう取り組みをやるために、ぜひとも検討をお願いしたいというふうに思います。

○駒崎環境生活部長 ただいまの件につきましては、以前から、ほかの委員会からも、経済委員会からも、経済委員会で拉致問題を所管しているという状態に違和感があるのではないかというふうな御指摘もいただいております。

県庁全体として、組織編成を担当しております人事課とも協議しながら対応していくことにいたします。ただ、1点だけ現状を申し上げますと、人権同和政策課、歴史的には同和对策課から始まりまして、同和对策事業を中心にずっとやってきた経緯がございますが、人権同和政策課になる前は人権同和对策課と言っていた時期がありますが、その時点では、人権啓発教育基本計画ということの所管もいたしまして、同和問題に限らず、外国人差別、あるいはH I Vとか、ハンセン病とか、さまざまな差別について総合的に取り組むということで政策を進めております。

ただ、個別の分野になりますと、歴史的には、あるいはつながっている国の省庁との関係もありまして、ハンセン病問題ですと、メ

ーンは健康福祉部で取り組んだりとか、H I Vもそうですけれども、それから外国人差別、特に在日韓国の方の問題とかにつきましましては、外務省との関係があったり、法務省との関係があったりというところで、違う部署が中心になったりとかがございました。

拉致問題についてテルサで講演会が行われるような場合も、山本教育長と私とそれから中川商工観光労働部長、それぞれ出席して、それぞれの部局が連携してこの問題に当たるんだということで、そういうイベントにも必ず参加をいたしております。したがって、どこが所管しているからということで問題がすごく小さくなってしまうということではないんですけれども、県民にとって、あるいは県議会の皆様方にとってわかりやすい事務分掌である必要はあろうかと思えます。いろんな点を総合判断して、人事課と協議して望ましい体制をとっていきたいと思えます。

来年度の組織編成も今作業の渦中でありますので、これから議論の中で検討は加えていきたいと思えます。また、御意見を伺いながら取り組みをさせていただきたいと思っております。

○馬場成志委員長 ほかにありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○馬場成志委員長 なければ、これで環境生活部の審査を終了いたします。

次に、次回は第5回委員会となりますが、11月2日火曜日、事前の連絡では午後1時ということで連絡を差し上げておりますけれども、13時30分、30分間ずらさせていただいて1時30分に開かせていただきたいというふうに思います。

農林水産部と警察本部の審査を行うこととしておりますので、御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、これをもちまして第4回決算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

午後3時15分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

決算特別委員会委員長